

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	春日部市

春日部市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 春日部市 環境経済部 農業振興課
所在地 春日部市中央7丁目2番地1
電話番号 048-736-1111
FAX番号 048-737-3683
メールアドレス nosei@city.kasukabe.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、ハクビシン、ニホンジカ、イノシシ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	春日部市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
アライグマ	果樹	170 a、357 千円
ハクビシン	果樹	101 a、311 千円

(2) 被害の傾向

市内全域において、野生鳥獣による農作物への被害が毎年あり、農作物への被害額も拡大傾向にあることから、耕作意欲の低下を招き、耕作放棄地の拡大の一因になっている。

特に、アライグマの箱わなによる捕獲頭数は増加しているものの、被害の減少には及んでいない。また、ハクビシンの被害もアライグマ同様である。

7年度には、イノシシの被害が確認され、主に河川沿いの地域で生息数が増えている。掘り起しや臭気等の確認では、7年度被害額は、水稻や野菜など約10aのほ場で100千円と想定される。

〈捕獲数〉	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アライグマ	121頭	183頭	188頭
ハクビシン	15頭	18頭	22頭
イノシシ	0頭	0頭	0頭

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積	被害額	被害面積	被害額
アライグマ	170 a	357 千円	150 a	320 千円
ハクビシン	101 a	311 千円	90 a	280 千円

(4) 従来から講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	特定外来生物捕獲（アライグマ）	埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施している。農作物被害の多い地域では箱わなによるアライグマ捕獲が実施されているが、完全に防除はできず、被害を免れることは難しい。
防護柵の設置等に関する取組	箱わなを設置する際に、農業者に対して、防護柵の設置を勧める。	防護柵を設置する労力が被害防止効果に見合わないとする農業者が多い。また、電気柵については、設置方法の知識が不足していることから設置は進んでい

		ない。
生息環境管理その他の取組	被害防止対策の情報収集及び知識の普及等の検討	耕作地に放置された農作物や放任果樹を野生動物に餌場として認識されないように、知識を広めていく必要がある。

(5) 今後の取組方針

- ・ 有害鳥獣による農作物等への被害実態の把握
- ・ 被害防止対策の普及啓発
- ・ 適正かつ有効な捕獲の実施
- ・ 埼玉県が実施する「アライグマ捕獲従事者研修会」の受講の促進

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

アライグマ、ハクビシンについては、市が中心となり、委託業者及び捕獲従事者研修会の受講者の協力の協力のもと実施する。
イノシシについては、猟友会と連携し対応する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	アライグマ、 ハクビシン、 イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・箱わな等の貸出 ・アライグマ捕獲等従事者研修会の受講促進 ・捕獲技術の調査研究
令和9年度	アライグマ、 ハクビシン、 イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・箱わな等の貸出 ・アライグマ捕獲等従事者研修会の受講促進 ・捕獲技術の調査研究
令和10年度	アライグマ、 ハクビシン、 イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・箱わな等の貸出 ・アライグマ捕獲等従事者研修会の受講促進 ・捕獲技術の調査研究

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として実施する。アライグマについては、県のアライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施する。

対象鳥獣	令和8年度	令和9年度	令和10年度
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
イノシシ	12頭	12頭	12頭

捕獲等の取組内容
 捕獲手段 : 箱わな、くくりわな
 実施予定期間 : 通年
 捕獲予定場所 : 市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
 特になし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
春日部市	委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

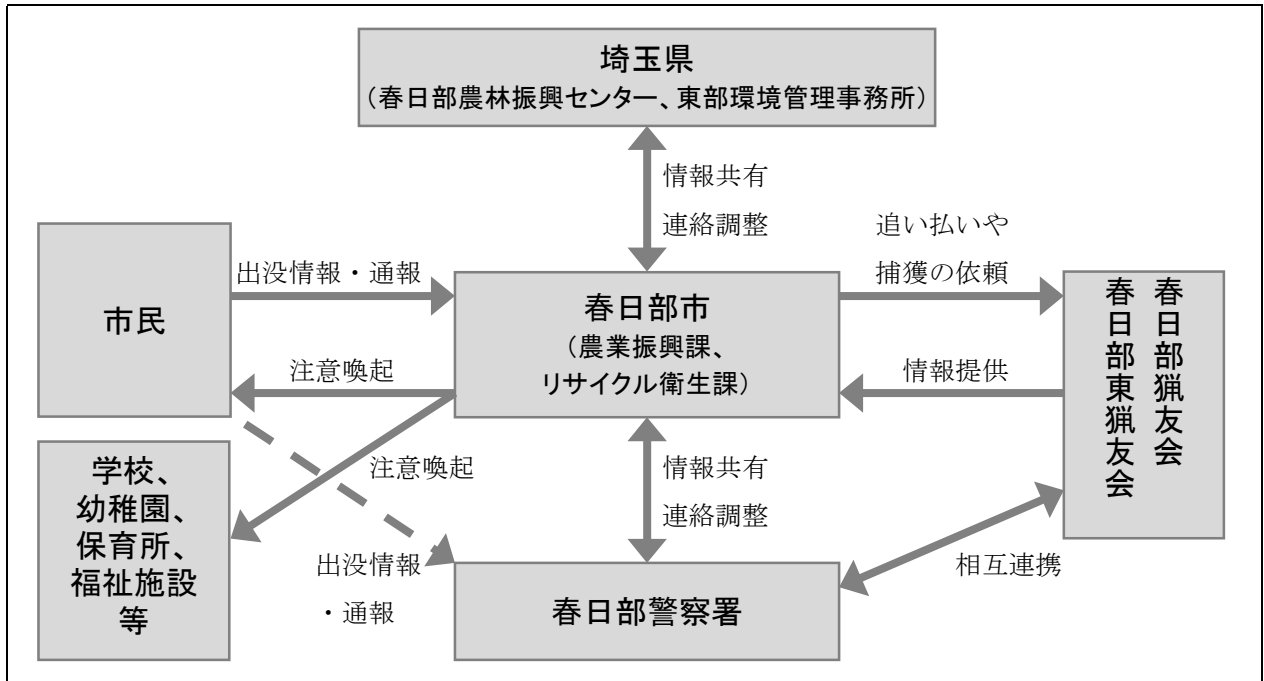
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止措置の周知啓発 ・生息場所となる遊休農地の解消 ・河川事務所の協力による生息域把握
令和9年度	ハクビシン	
令和10年度	イノシシ ニホンジカ	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
春日部市（農業振興課、リサイクル衛生課）	捕獲の実施、関係機関との調整、情報の収集・提供、住民への注意喚起
埼玉県（春日部農林振興センター、東部環境管理事務所）	関係機関との調整、情報の収集・提供
春日部警察署	地域巡回、警戒、情報の収集・提供
春日部猟友会	捕獲の実施、情報提供
春日部東猟友会	

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

アライグマ・ハクビシンについては、捕獲後、安楽死させ焼却処分。
イノシシに関しては、電気止め刺し具等による止め刺し後、焼却処分。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	当市における鳥獣の種類や捕獲頭数の状況から、生産性・採算性を考慮すると利用は難しい。
ペットフード	現時点では、利用は困難。
皮革	現時点では、利用は困難。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	現時点では、利用は困難。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称

春日部市鳥獣被害防止対策協議会

協議会の構成機関

構成機関の名称	構成機関の役割
春日部市	事務局、事業の推進、住民への意識啓発
埼玉県春日部農林振興センター	被害状況の把握、対策の指導、情報提供
南彩農業協同組合	被害状況の把握、農業者への情報提供
埼玉みずほ農業協同組合	被害状況の把握、農業者への情報提供
埼玉県農業共済組合	被害状況の把握、農業者への情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	関係機関の役割
埼玉県東部環境管理事務所	対策の助言、指導、情報提供
春日部猟友会	捕獲の実施、情報収集
春日部東猟友会	捕獲の実施、情報収集
春日部市農業委員会	農作物の保護、耕作放棄地対策、農業者への情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員及び捕獲体制で対応をするため、実施隊は設置しない。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域住民が正しい知識を得たうえで被害防止対策に取り組めるような体制をめざす。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲のみの対策では必ずしも効果を持続させることは難しいため、農作物残渣や家庭ごみの放置をしないよう広く周知を図るとともに、今後は、侵入防止柵の設置についても検討する。